

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会

令和3年度事業計画

1 基本理念

「地域を支え 住民とともに行動する社協」（自立支援・市民協働型社協）の実現

- 1 「住民主体の福祉活動と地域生活を支援する支援型組織」
 - 2 「セーフティー ネットワーク（安心組織網）づくり」
- をめざして行動することを本会の基本理念とします。

2 基本目標

基本目標1：市民に必要とされる社協づくり

重点テーマ：～市民ニーズに即応し、地域の共感により行動する組織づくり～

推進目標

- (1) 幅広い関係機関、団体との連携、協働に基づき、市民の新しいニーズに的確に対応し効率的な組織運営、事業経営を行うことができる組織体制を整備する。
- (2) 市民が主体的に参加し、必要とされ、協力してもらえる社協になるための組織の
変革

基本目標2：地域福祉推進のための財政基盤づくり

重点テーマ：～公益性の高い民間団体として安定した地域福祉財源づくり～

推進目標

部門、事業別に適正な充当財源を検討し、安定した財政運営に努める。

基本目標3：地域生活支援のための人づくり、地域づくり、ネットワークづくり

重点テーマ：～市民参加と関係団体との協働に基づく地域生活を総合的に支援する事業
推進体制づくり～

推進目標

- (1) 市民活動の参加促進と地域住民参加による地域生活の支援体制を整備する。
- (2) 関係機関の協働によって地域生活課題を解決し、地域生活を支援する活動を推進する。

3 基本方針

地域社会では、人口減少や少子高齢化が進展し、社会的孤立や経済的困窮、虐待など地域の複合化・複雑化する課題への対応が急務となり、国では地域共生社会の実現を目指して、多機関協働による包括的な支援体制の構築に向けて、「総合的な相談支援体制づくり」「参加支援」「地域づくり」の取り組みを推進することとしています。

令和3年度において、本会では、善通寺市から「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）業務の推進」を受託し、困難な生活課題を抱える本人や世帯が地域で安心して暮らせるように、制度やサービス、地域とつながるよう支援するとともに、これまで推進してきた住民主体の支援合い活動や総合相談と支援のしくみづくりの充実、また、福祉教育を進め、地域力の強化に取り組みます。

特に、第4次地区（地区社協）地域福祉活動計画策定および推進の支援、関係機関・団体とのネットワークづくり、地域支援合いセンターここ家の運営、居場所づくりを推進するとともに、地域共生社会の実現に向け対応できる市社協活動と組織の強化に取り組みます。

4 重点事業

1 善通寺市社会福祉協議会活動の強化

地域共生社会の実現に向けて対応できる組織となるよう、コミュニティソーシャルワーク機能を強化し、地域福祉活動推進のためのネットワークづくり、小地域福祉活動の活性化、福祉教育、福祉活動の担い手づくり、総合的な相談支援体制の整備に取り組みます。

2 第4次地区（地区社協）地域福祉活動計画策定及び推進の支援

地域共生社会の実現に向けて、住民の身近な圏域において地域住民が主体的に地域生活課題の把握や共有、課題解決に取り組む体制づくりを目指し、地区地域福祉活動計画の策定及び推進を支援します。そして、地域住民相互の支え合い活動を推進し、生活課題を抱えた人が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる心ふれあう地域づくりを推進します。

3 地域支え合いセンターここ家の運営

誰もが役割を持ちいきいきと過ごせる居場所づくり、住民主体の支え合い活動、交流の場づくりを目指し、地域住民や関係団体と連携、協働し、生きがいひろば事業を推進します。

4 相談支援事業の強化

制度の狭間の課題、多様化、複雑化するニーズに対応するため、生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、権利擁護支援事業（福祉サービス利用援助事業、成年後見利用促進施策）、香川おもいやりネットワーク事業を関係機関・団体と連携し推進するとともに、社協内部での係間連携と施設（法人）や関係機関との連携、協働を進め、様々な生活上の困難に直面している人に対し個別的、継続的、包括的に伴走型の支援を行います。

5 第3次善通寺市地域福祉計画に基づく地域福祉活動の推進

基本目標や施策の方針について、善通寺市と協議を進めながら事業を推進します。

5 新規事業

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）業務の推進【市受託事業】

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域において、生活上の課題を抱える人々の生活圏や人間関係など環境面を重視した支援を行い、適切なサービスに結びつけるとともに、善通寺市の関係部局や関係機関と連携し、新たなサービスの開発や公的制度との調整を行います。また、地域の様々な課題解決に向け、地区社協活動や関係者のネットワークづくりを行い地域の福祉力を高めます。

6 事業

事業	事業目標、具体的取組	支出予算 (千円)
1 法人運営部門	経営組織の充実強化を図る。	1 1 5 4
1-1 組織運営	1 経営組織のガバナンスの強化 2 事業運営の透明性の強化 3 財務規律の強化	
(1) 理事会	年5回開催	8 0
(2) 評議員会	年2回開催	
(3) 監査	監査 年1回 ・ 中間会計指導 年1回	
(4) 評議員選任・解任委員会	随時	
(5) 定例運営会議	毎月1回開催	
(6) 在宅業務改善会議・係間	毎月1回開催	
連携会議		
(7) 在宅福祉係定例会	毎月1回開催	
(8) 「第2次ニーズ対応型社	(1) コミュニティソーシャルワーク (CSW) 機能の強	2 2 5
協アクションプラン」(香	化	
川県社協、県内市町社協	(2) 県内広域での連携事業の検討	
連絡協議会策定) に基づ	(3) ICTを活用した事務事業の効率化	7 2 0
く活動の推進と社協組織	(4) 地域において社協の存在意義を高めるため、職員	
の機能強化	が一体的に業務を推進できるような組織改革の検	
	討、職員の意識改革を目指した人材養成研修の推進	
	(強化発展計画 (3か年))	
	ア 職員マネジメント研修の実施	
	イ チームによる事務事業の促進	
	ウ 事務事業の効率化	
(9) 災害時・感染症の BCP	(1) 災害時における感染症に対応した BCP の検証	
(事業継続計画)、職員初	(2) 災害時における職員初動参集マニュアルの検証	
動参集マニュアルの検証		
(10) 所有施設の運営管理	社会福祉センターの運営	
		1 2 9
1-2 財務運営	地域における住民相互の助け合いのための、地域福	
(1) 自主財源の確保	祉財源としての自主財源を確保する。	
	(1) 会費収入目標額：7, 360千円	
	特別会費1口5, 000円、賛助会費1口1, 00	
	0円、一般会費1口500円	
	各地区社協総会、広報等で周知し理解を求める。	
	(2) 一般寄附金収入目標額：1, 500千円	
	広報等で周知し理解を求める。	
	(3) 事業収入見込額：2, 382千円	
	ア 車椅子貸出事業 イ 広告事業	
	ウ 健康増進事業 エ 総合会館管理事業	

<p>(2) 公費収入の確保</p> <p>1-3 総合会館【市指定管理者制度】の管理経営</p> <p>2 地域福祉事業部門</p> <p>2-1 地域共生社会の実現に向けた市社協、地区社協の活動強化</p>	<p>オ 福祉サービス利用援助事業 カ 法人後見事業 キ 社会福祉センター貸館事業 ク 訪問サービス事業 ケ 通所サービス事業 コ 生きがいひろば事業</p> <p>(4) 積立金の効果的運用 資金運用計画、事業計画、予算に基づき運用し、地域福祉事業に活用する。</p> <p>地域福祉推進の中核的団体として、安定した事業運営ができる健全な財政運営を図るため、公費収入の確保をしていく。</p> <p>市民、各種グループ、各福祉団体等に貸室、専用室を提供し、社会教育の増進及び福祉の向上に寄与する。 利用者見込み数 約22,000人</p> <p>地域の様々な生活課題への対応や地域を基盤にした解決につなげる支援や仕組みづくりを推進するため、小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、社会福祉法人、民生委員・児童委員等関係機関や団体との連携、協働の取組みを推進し、地域のつながりの再構築を図り、地域共生社会の実現に向けた実践を進める。</p> <p>(1) 市社協の活動強化 ア 地域福祉活動推進のネットワークづくり イ 小地域福祉活動の活性化 ウ 福祉教育、福祉活動の担い手づくり エ 総合的な相談支援体制の整備</p> <p>(2) 第4次地区（地区社協）地域福祉活動計画の策定及び推進の支援 住民の身近な圏域において地域住民が主体的に地域生活課題の把握や共有、また課題解決に取り組む体制づくりを目指して、地域住民が地域生活課題を自分のこととして考え、協議する機会や気づきや学びの機会をつくりながら、地区（地区社協）地域福祉活動計画の策定及び推進を支援する。</p>	<p>26,633</p> <p>450</p> <p>410</p> <p>40</p>
---	---	---

<p>(新規事業)</p> <p>2-2 地域福祉活動支援事業の推進</p> <p>(1) 地区社協活動事業の推進</p> <p>(2) ふれあい・いきいきサロン事業の推進</p>	<p>(3) コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 業務の推進【市受託事業】</p> <p>生活上の課題を抱える人々の生活圏や人間関係など環境面を重視した支援を行い、適切なサービスに結びつけるとともに、新たなサービスの開発や公的制度との調整を行います。</p> <p>日常生活圏域単位で地域の状況に応じた支え合い活動を活発化させ、生活課題を抱えた人が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう地域づくりを行う。</p> <p>(1) 地区社協の組織と活動の強化</p> <p>ア 地区社協活動を担う人材の育成</p> <p>福祉委員や地域のボランティアなど、地域福祉活動協力者を支援するとともに、体制を整備する。</p> <p>イ 運営費、事業費の助成</p> <p>ウ 地区社協担当職員の配置</p> <p>定期的に地区社協へ出向き、地区社協活動の企画や連絡調整、相談支援を行う。</p> <p>個別ニーズや小地域のニーズを把握し、課題を共有化し、相談支援やネットワークづくりを進め、地域福祉力の向上を図る。</p> <p>エ 見守り活動ネットワーク事業の推進</p> <p>オ 地区支え合い会議の実施</p> <p>カ 地区社協役員、福祉委員等研修会の実施</p> <p>(2) 地区社協会長連絡協議会の開催</p> <p>情報交換、課題等の共有、活動の検討を行う。</p> <p>地域の支え合い、閉じこもり防止及び介護予防を目的とし、利用者及び運営ボランティア等の参加参画で小地域ごとに自主的な相互支援活動としてのサロン活動を展開する。</p> <p>(1) サロン結成：101グループ(令和3年3月現在)</p> <p>(2) サロン結成運営支援：活動の企画相談支援、活動費助成</p> <p>(3) リーダー等研修開催</p> <p>(4) サロン活動の啓発</p>	<p>5, 211 (共募 416含)</p> <p>3, 731</p> <p>565 (共募 500含)</p> <p>80</p> <p>1, 070 (共募 500含)</p> <p>830 (共募 500含)</p> <p>240</p>
--	--	--

<p>(3) 地域の居場所づくり事業の推進</p>	<p>ひきこもりの状態にある方の家族が安心して過ごせる居場所を検討し実施する。また、地域において住民主体の居場所づくりが進められるよう検討する。 居場所づくりの検討、実施</p>	<p>50</p>
<p>(4) 高齢者等外出支援事業の推進</p>	<p>高齢者等の日常生活支援や生きがいづくり又は社会参加を促進し、閉じこもり防止と介護予防を目的とした新型コロナウイルス感染症に対応した外出支援自動車の運行を地区社協との協働で行う。 (1) 買い物の支援（吉原地区社協） 利用者見込み 400人 (2) 温泉、四季の行事巡りなど（8地区社協） 利用者見込み 2,500人</p>	<p>4,098 (共募、 歳末 601含)</p>
<p>(5) 障がい者福祉の推進</p>	<p>障がい者や課題を抱える人が地域で安心して暮らせるように、その活動を支援する。 (1) 当事者組織の活動支援 ア 精神障がい者の居場所づくり事業ふれあいポートぜんつうじの活動の協力支援 イ 当事者組織支援 障害者福祉団体助成 (2) 福祉自動車貸出 (3) ふれあいふくしマップのweb上での公開</p>	<p>323 10 40 273</p>
<p>(6) 地域安心生活推進事業の推進</p>	<p>居宅要援護者把握事業について、地域の日常的な見守り活動や緊急時に活用できるように、民生委員・児童委員と協働し実施する。 (1) 民生委員との協働による居宅要援護者把握事業の調査実施 (2) 地域での見守り活動の推進 見守りの意識啓発及び事例検討会の実施</p>	<p>616</p>
<p>(7) 関係団体の運営に係る事務の受託</p>	<p>関係団体の事務局事務を受託し、併せて活動を支援する。 (1) 民生委員児童委員協議会の運営【市受託事業】 (2) 老人クラブ連合会の運営【市受託事業】</p>	<p>6,807 3,637 3,170</p>
<p>(8) 物品貸出事業</p>	<p>車椅子や福祉教育物品等を貸し出すことにより、生活支援や福祉教育の推進を図る。 (1) チャイルドシート貸出し (2) 車椅子貸出し (3) 福祉教育物品等の貸出し</p>	<p>10 10</p>

	<p>ア サロン活動用のレクリエーション用品、介護予防機器の貸出し</p> <p>イ 福祉教育備品（車いす、アイマスク等）</p>	
(9) 広報、啓発の推進	<p>地域の方への情報発信と啓発活動を推進し、地域福祉活動の理解を図る。</p> <p>広報、啓発</p> <p>ア 社協だよ（年4回）</p> <p>イ ホームページのリニューアル</p>	<p>2, 0 4 7</p> <p>1, 9 2 7</p> <p>1 2 0</p>
(10) 福祉教育推進事業の推進	<p>地域住民の福祉に関する理解と関心を高め、地域における主体的な福祉活動を活性化し、地域の福祉力を高めていく。</p> <p>(1) 社会福祉大会：表彰式典、記念講演</p> <p>(2) ホームページを活用した情報の発信（地域福祉を広める活動）</p>	<p>7 5 7 (共募 1 0 0 含)</p> <p>7 1 7 (共募 1 0 0 含)</p> <p>4 0</p>
(11) 生活支援コーディネーター業務の受託【市委託事業】	<p>日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要な多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスの調査を行う。</p> <p>(1) 地域に不足する高齢者に対するサービスの把握</p> <p>(2) 日常生活上の支援の担い手となる高齢者等ボランティアの発掘</p> <p>(3) 善通寺市生活支援等サービス協議体への情報提供</p>	<p>2, 5 0 0</p>
3 ボランティア活動部門	<p>市民による自主的なボランティア活動が展開しやすい環境を整えボランティア、市民活動を活性化させ、地域の生活課題への対応ができるボランティアの育成とそのネットワークづくりを目指す。</p>	<p>1 0 0</p>
(1) ボランティア、市民活動の推進	<p>(1) ボランティア・市民活動センター「ボラン家」の運営</p> <p>ア フリースペース、活動紹介コーナー、情報発信コーナーの設置</p> <p>イ コミュニティかふえの運営支援(週1回火曜日)</p>	<p>5 0</p> <p>5 0</p>

<p>(2) 災害ボランティア活動支援体制の整備</p>	<p>(2) ボランティア情報提供、啓発 「社協だよ！」Do ボランティアコーナー、ホームページでの啓発</p> <p>(3) ボランティアグループの支援、連携活動の相談援助</p> <p>災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、支援体制を整備するとともに、感染症にも対応したマニュアルの検証を行う。 災害ボランティアセンター設置マニュアルの検証</p>	
<p>4 相談支援事業部門</p> <p>(1) 総合相談・援助センターの運営</p>	<p>地域住民の様々な相談に気軽に応じ、専門相談機関への紹介又は連携を行い福祉サービス等の情報提供を行う。</p> <p>(1) 相談事業の実施 ア 一般相談：年24回 イ 法律相談：年12回 ウ 法務登記相談：年12回</p> <p>(2) 一般相談員研究協議会の開催：年1回</p>	<p>6 7 6</p>
<p>(2) 権利擁護支援事業の推進</p>	<p>判断能力が不十分な高齢者、障がい者等が地域で安心して暮らせるように関係機関との連携を図り、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業を推進する。</p> <p>(1) 福祉サービス利用援助事業の推進 【県社協委託事業】 ア 利用者見込み 24人 イ 専門員定例研修年3回、その他研修参加年10回 ウ あんしん相談会の協力 年1～2回 エ 事業のPR（民協等）</p> <p>(2) 法人後見事業の推進と成年後見制度利用促進のための中核機関との連携 ア 法人後見の受任（令和2年度 後見：1件（継続）） イ 行政、関係機関とのネットワークの構築</p> <p>(3) 関係機関とのネットワークづくり</p>	<p>2, 2 0 5</p> <p>2, 0 4 3</p> <p>1 6 2</p>

<p>(3) 生活困窮者自立支援事業の推進(ぜんつうじ生活自立相談支援センターつながるねっとの運営)</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立の促進に向けた自立相談支援等を進める。行政や関係機関との連携を促進する。</p> <p>(1) 自立相談支援事業の推進【市受託事業】</p> <p>ア 自立支援計画の作成 ・就労相談 ・支援調整会議の実施</p> <p>イ 相談員の資質向上のための研修会への参加</p> <p>(2) 生活困窮者を支援する事業の推進</p> <p>ア フードバンク香川との連携</p> <p>イ スtockヤード、フードドライブの実施</p> <p>ウ 関係機関とのネットワークづくり</p> <p>エ 生活福祉資金貸付との連携</p> <p>オ 香川おもいやりネットワーク事業との連携</p> <p>カ 地域の居場所づくり事業への参画</p> <p>キ 地域ネットワーク会議への参画</p> <p>(3) 相談支援体制：主任相談支援員1人、相談支援員1人（就労支援員兼務）</p>	<p>10,822</p> <p>10,800</p> <p>22</p>
<p>(4) 香川おもいやりネットワーク事業の推進</p>	<p>地域の深刻化する福祉課題や生活課題に対応するため、香川県内の社会福祉法人や関係機関、団体が協働し、生活のしづらさを抱え支援を必要とする方をトータルで支える仕組みづくりを進める。社会資源やサービスの開発、人材の育成、福祉教育の充実、実施体制の整備に取り組む。</p> <p>(1) 総合相談支援（緊急的経済支援）</p> <p>(2) 施設や保健、福祉、医療等の関係者の連絡会の実施</p> <p>(3) 連携、協働による事業企画、事業の推進</p>	<p>270</p>
<p>(5) 生活福祉資金貸付事業の推進【県社協受託事業】</p>	<p>低所得者又は障がい者、高齢者世帯などに対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことによって、生活の自立を促進する。</p> <p>(1) 資金の貸付：総合支援資金、教育支援資金、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）、不動産担保型生活資金、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）</p> <p>(2) 償還指導</p> <p>(3) 相談援助の強化</p> <p>(4) ぜんつうじ生活自立相談支援センターつながるねっとの連携</p>	<p>1,370</p>

<p>5 善通寺市地域支え合いセンターここ家事業部門</p> <p>(1) 生きがいひろば事業の推進</p>	<p>多種多様な取組みを地域住民が主体的に選択し、参加参画できるように企画し、連絡、調整する。また、複雑多様化する地域ニーズに対応できるよう、住民主体の多様なサービスを有した新たな介護予防と地域福祉活動の拠点の機能を最大限活かした支援を構築していく。</p> <p>(1) 生きがいひろばの運営</p> <p>ア 地域住民によるサロン活動</p> <p>イ 生きがいひろば運営ボランティアの養成</p> <p>(2) ワンディキッチンでの運営支援</p> <p>ア 日替わりシェフの店の運営</p> <p>イ 食を通じた社会参画の仕組みづくり、交流の場づくり</p> <p>(3) 食を通じた個々のニーズ対応 (ここ家あったか食堂)</p> <p>必要に応じ、生活のしづらさを抱えた子どもたちが手作りの食事を会食しながら地域の方々となつたり、安心して過ごせる居場所をつくる。</p> <p>(4) 発達障がい者等居場所事業</p> <p>発達障がいの診断の有無に関わらず、コミュニケーションに不安を抱えている方の居場所として、生活困窮者自立支援事業と連携し、市の障害担当部署（発達に関する巡回相談の窓口）やアルプスカがわのサポート委員の協力を得ながら行う。</p> <p>(5) ここめし、ここめし女子会の実施</p> <p>生活のしづらさを抱えた方や地域とのつながりが少ない方等が食を通じて地域住民とつながるきっかけをつくるとともに、本人の得意なことを活かし役割を持って、活躍することができる場となるよう継続して「ここめし」を開催する。</p> <p>「ここめし女子会」として、生活のしづらさを抱えた女性が気軽に寄ることができる、サロン風カフェの居場所を開催する。</p> <p>生活困窮者自立支援事業と連携する。</p> <p>(6) ここ寄席の実施</p> <p>地域で活動する方や専門職の方、障がいを持つ方、介護をされている方等の体験したことや思いを共有する場を持ち、地域住民の共感や気づき、学びの機会をつくる。</p>	<p>2, 846 (共募 700名)</p>
--	--	---------------------------------

<p>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（通所サービス事業） 【市受託事業】</p> <p>(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型一般介護予防事業（脳トレコース））【市受託事業】</p> <p>(4) 運営のあり方検討</p>	<p>後掲（6 在宅福祉事業部門）</p> <p>後掲（6 在宅福祉事業部門）</p> <p>地域住民の主体的な参加、参画による運営や居場所づくり、地域課題の解決を試みることができる体制づくりを検討する。</p>	
<p>6 在宅福祉部門</p>	<p>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正に伴う対応をしていく。</p>	<p>12, 623</p>
<p>6-1 居宅介護支援事業 （認定調査含む）</p>	<p>住み慣れた地域での生活が継続できるよう要介護者の自立支援を行う。介護サービスの調整だけでなく生活全般を支援し、生活環境の改善が可能になるよう、社協らしいプランを作成する。</p> <p>延べ利用者見込み数：年間1,100人 月間 90人</p>	
<p>6-2 ホームヘルプサービス</p>	<p>支援を必要とする高齢者や障がい者及び難病患者が在宅で生活を営むために必要な介護及び生活援助を行い、自立促進と社会的孤立の解消及び要介護、要支援状態への予防に努め、在宅生活を継続できるよう支援する。</p>	
<p>(1) 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援サービス）</p>	<p>延べ利用者見込み数：年間220人 時間：3,000時間、回数：3,000回</p>	<p>8, 667</p>
<p>(2) 指定訪問介護事業</p>	<p>延べ利用者見込み数：年間210人 時間：2,500時間、回数：2,500回</p>	
<p>(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（指定訪問サービス事業）【市受託事業】</p>	<p>延べ利用者見込み数：年間660人 時間：4,800時間、回数：4,800回</p>	<p>23, 645</p>
<p>(4) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問サービス事業）【市受託事業】</p>	<p>延べ利用者見込み数：年間220人 回数：900回</p>	<p>1, 145</p>

<p>6-3 介護予防・日常生活支援総合事業(通所サービス事業)【市受託事業】</p>	<p>生活機能の維持、向上のため、レクリエーション活動、送迎等の日常生活の支援を実施する。 対象者 要支援1・2認定者、チェックリストにより総合事業を利用することができるものと判定された者 (1) 介護予防ケアマネジメント、生活リハビリプログラムに基づく介護予防レクリエーションの実施 (2) 外出機会の創出 利用者見込み数1日 12人</p>	<p>7,509</p>
<p>6-4 介護予防・日常生活支援総合事業(通所型一般介護予防事業(脳トレコース))【市受託事業】</p>	<p>認知症予防支援のため、脳トレなどの介護予防レクリエーションを介護予防サポーターを活用し、実施する。 対象者 65歳以上の市民(要支援1・2認定者を含む。) (1) 介護予防レクリエーションを実施することにより認知症の予防を図る。 (2) 介護予防サポーターの活用による事業の実施</p>	<p>1,500</p>
<p>7 共同募金運動への協力</p>	<p>民間福祉活動への支援、また、災害支援に資するため、共同募金運動に協力する。 (1) 共同募金運動 ア 共同募金運営委員会、審査委員会、地区周知会の開催 イ 募金百貨店、ガチャガチャ募金、自動販売機募金の推進 ウ 災害見舞金の募集 エ 地域福祉事業への理解促進 (2) 歳末たすけあい運動 善通寺市歳末たすけあい運動実行委員会による募金活動 (3) 歳末たすけあい運動協賛事業 善通寺チャリティ美術展の開催(歳末たすけあい運動実行委員会主催)</p>	<p>2,851</p>